

実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
室戸市	元地区(崎山集落)	令和5年3月30日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	37ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	28ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	22ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.2ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が7ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要である。
 また、水路の老朽化が著しく機能維持を図る必要があるとともに、規模拡大を図っていく場合でも農道の幅員が狭く、大型機械の利用が出来ないといった課題がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

崎山集落の農地利用については、認定新規就農者松本拓也への集積及び入作希望の認定新規就農者の受入促進に向けて検討していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、126筆、54,734㎡となっている。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が将来の経営農地の集約化を目指すとともに、農地所有者については原則、出し手・受け手に関わらず、農地を機構に貸付けていくことを検討課題としていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針 水路の更新及び農道の拡幅について検討していくとともに、小規模な圃場整備について検討課題としていく。</p>
<p>作物生産に関する取組方針 集落でこれまでも生産されていた甘藷の生産拡大を中心に、園芸作物の導入について検討していく。</p>
<p>農地維持活動に関する取組方針 活動できる人数が限られていることから、引き継ぎ検討課題としていく。</p>